

# 富山一

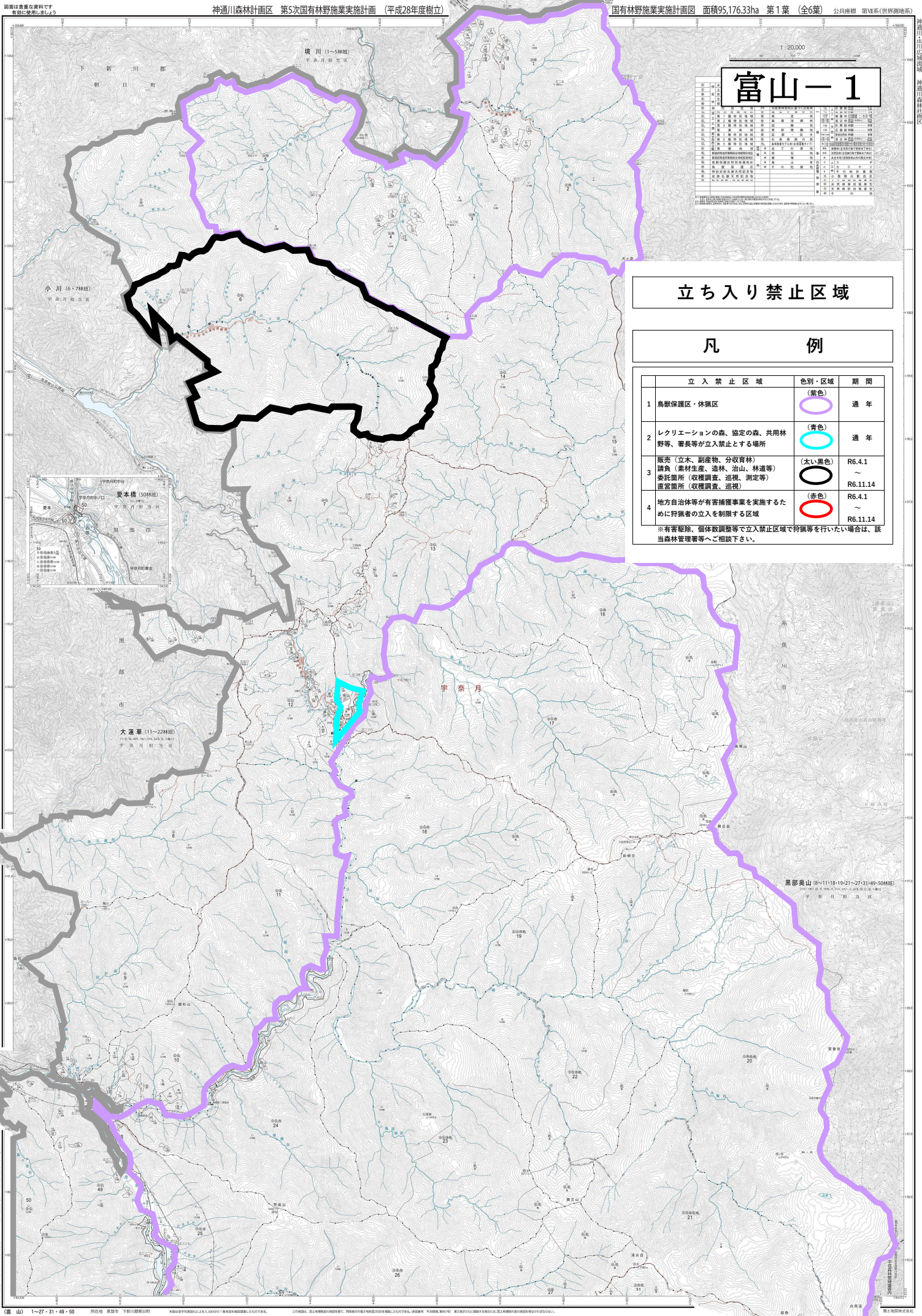
1	鳥獣保護区・休猟区	(紫色)	通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色)	通年
3	販売(立木、副産物、分収育林)請負(養材生産、造林、治山、林道等)委託箇所(収獲調査、巡視、測定等)置営箇所(収獲調査、巡視)	(太い黒色)	R6.4.1 ~ R6.11.14
4	地方自治体等が有書捕獲事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R6.4.1 ~ R6.11.14

## 立ち入り禁止区域

## 凡 例

	立入禁止区域	色別・区域	期間
1	鳥獣保護区・休猟区	(紫色)	通年
2	レクリエーションの森、協定の森、共用林野等、署長等が立入禁止とする場所	(青色)	通年
3	販売(立木、副産物、分収育林)請負(養材生産、造林、治山、林道等)委託箇所(収獲調査、巡視、測定等)置営箇所(収獲調査、巡視)	(太い黒色)	R6.4.1 ~ R6.11.14
4	地方自治体等が有書捕獲事業を実施するために狩猟者の立入を制限する区域	(赤色)	R6.4.1 ~ R6.11.14

※有害駆除、個体数調整等で立入禁止区域で狩猟を行いたい場合は、該当森林管理署等へご相談下さい。



平成二十八年十月三十一日現在

神通川森林計画区

富山